

令05原機(科保)078  
令和5年12月12日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所  
廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

## 原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定の変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

### 1. 変更の内容

原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者の見直しに伴う変更（第6条）

### 2. 変更の理由

原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を構成する委員長及び委員の指名対象者を職員から職員等に変更するため。

### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定  
新旧対照表

令和5年12月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>目次 (省略)</p> <p>第1章 第1条 ～ 第3条 (省略)</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第4条 ～ 第5条 (省略)</p> <p>第2節 委員会 (委員会の設置)</p> <p>第6条 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を設置する。 2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、機構の役員及び職員のうちから、理事長が指名する。 3 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。 4 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、第8条第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。 5 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。 6 品質保証推進委員会の委員長は、第8条の2第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>第7条 ～ 第9条 (省略)</p> <p>第3節 第10条 ～ 第12条 (省略)</p> <p>第3章 ～ 第9章 第13条 ～ 第31条 (省略) 図4.1 ～ 図4.2 (省略) 表4.2.1 (省略) 別表第1 ～ 別表第3 (省略) 別図第1 ～ 別図第2 (省略) 別記標識第1 (省略)</p>	<p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 第1条 ～ 第3条 (変更なし)</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務 第4条 ～ 第5条 (変更なし)</p> <p>第2節 委員会 (委員会の設置)</p> <p>第6条 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を設置する。 2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、機構の役員及び職員のうちから、理事長が指名する。 3 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。 4 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、第8条第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。 5 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。 6 品質保証推進委員会の委員長は、第8条の2第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>第7条 ～ 第9条 (変更なし)</p> <p>第3節 第10条 ～ 第12条 (変更なし)</p> <p>第3章 ～ 第9章 第13条 ～ 第31条 (変更なし) 図4.1 ～ 図4.2 (変更なし) 表4.2.1 (変更なし) 別表第1 ～ 別表第3 (変更なし) 別図第1 ～ 別図第2 (変更なし) 別記標識第1 (変更なし)</p>	<p></p> <p>指名対象者の見直しに伴う変更</p> <p>指名対象者の見直しに伴う変更</p>